

○帯広市農業・農村基本計画検討委員会設置要綱

令和6年3月29日

帯広市農業・農村基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 帯広市の農業・農村振興における取組の具体的指針を示すための帯広市農業・農村基本計画（以下「計画」という。）を策定及び見直しするため、帯広市農業・農村基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農業・農村に関する総合的な調査を行い、計画の策定及び見直しに資する提言を行うこと。
- (2) その他計画策定及び見直しに関し必要な事項について協議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 農業者及び農業団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が依頼した日から所掌事項に関する提言又は協議が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員にあっては、その残余の期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会の会議において、必要があると認めるときは、委員長は、委員以外の関係者の出席又は委員以外の関係者からの資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農政部農政室農政課において行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。